

第13回食品表示連絡会議について

食品表示連絡会議は、地域の関係機関等が連携して、食品表示の不適正事案を迅速かつ円滑に対応することを目的として、関係省庁間の関連情報の共有化を図るため、「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的施策」に基づき平成20年2月に設置され、昨年度まで12回開催してきたところですが、本年度の連絡会については、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催を見送り、資料共有の対応としたところです。

以下、関係省庁からのコメントを紹介します。

【警察庁】

- 警察における、令和元年中の食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数は11事件、検挙人員は14人、検挙法人数は11法人でした。
警察では、関係機関と連携しながら、今後とも悪質な事犯に対しては厳正に対処してまいります。

【国税庁】

- 本年4月以降、酒類にも食品表示基準の適用が完全施行されたことから、従来より実施している酒類業組合法等で規定される表示事項の調査に加えて、食品表示基準の遵守状況に係る調査も併せて実施しています。
また、市場に流通している酒類を買い上げて、成分分析や表示事項の確認を行う調査を実施しており、引き続き、酒類の表示の適正化に向けて取り組んでまいります。

【農林水産省】

- 令和元年度に農林水産省が行った措置のうち、食品表示法の食品表示基準に係る指示は2件、指導は169件、米トレーサビリティ法に係る指導は36件、有機JAS規格に係る指導は36件でした。
また、事業者への周知と消費者への情報提供の観点から、監視結果における違反の内容を別添資料のとおり公表しています。

【厚生労働省】

- 令和3年6月1日から食品リコール情報の報告制度が施行されます。
引き続き、消費者庁と連携してまいります。

【消費者庁】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中、食品表示の法執行に当たり、需要に即した食品の生産及び流通の円滑化にも配慮しつつ、本省庁、地方ブロック及び都道府県レベルでの情報共有、連携強化に取り組むことにより、適正表示の確保と消費者利益の増進に努めてまいります。

－以上－